

宮崎県屋外型トレーニングセンターの年間調整に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公の施設に関する条例(昭和39年条例第7号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、宮崎県屋外型トレーニングセンター(以下「施設」という)の年間調整行事における利用受付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、年間調整における用語の意義は、次のとおりとする。

用語	内容
年間調整A	プロスポーツ・トップアスリート等のキャンプや県主催事業、各種団体が主催する大会等で、他に優先して施設を利用する場合
年間調整B	年間調整Aの調整終了後に開催する必要があるスポーツキャンプや大会等で、他に優先して施設を利用する場合 年間調整Aで対象とならない行事で、他に優先して施設を利用する場合

2 年間調整を行う場合、年間調整A、年間調整Bの順序で優先する。

(年間調整Aの対象行事等)

第3条 年間調整Aの対象とする行事等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) プロスポーツのキャンプ及び練習試合等
- (2) 国際・全国レベルのスポーツ競技のキャンプ及び練習試合等
- (3) 公的団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事
- (4) 競技施設単位で、午前・午後・夜間のうち、2区分以上を連続して使用する行事
- (5) 県及び県スポーツ協会加盟団体が主催する、県民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」

(年間調整Aの調整基準)

第4条 年間調整Aの申込が重複した場合、次の順序で調整する。

- (1) 第1順位 「プロスポーツなどのキャンプ及び練習試合」等
- (2) 第2順位 「県主催のスポーツ行事」
「県教育委員会主催のスポーツ行事」等
- (3) 第3順位 「県の施策に関連する機関・団体が主催するスポーツ行事」
- (4) 第4順位 上記以外の団体の行事

2 ただし、第3、第4順位は大会規模等を優先する。

(年間調整Aの対象施設)

第5条 年間調整Aにより貸出対象とする施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ラグビー・サッカーグラウンド
- (2) 多目的グラウンド
- (3) 屋内練習場
- (4) ミーティングルーム
- (5) ホール (ジムエリア)

(年間調整Aの手続き及び申請)

第6条 施設を年間調整Aで利用する者は、第3条に規定する行事等の実施日の属する年度の前年度の指定された日までに、行事等の実施予定日を所定の申込書に記載し、施設の管理事務所に提出するものとする。

(年間調整Bの対象事業等)

第7条 年間調整Bの対象とする行事等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年間調整Aの対象行事で、年間調整A終了後に開催する必要が生じた行事
- (2) 年間調整Aの対象行事には該当しないが、使用場所を確定しておかなければ、開催に支障をきたす行事及びスポーツ行事
- (3) 学校・大学・企業等の合宿

(年間調整Bの対象施設)

第8条 年間調整Bにより貸出対象とする施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ラグビー・サッカーグラウンド
- (2) 多目的グラウンド
- (3) 屋内練習場
- (4) ミーティングルーム
- (5) ホール (ジムエリア)

(年間調整Bの手続き及び申請)

第9条 施設を年間調整Bで利用する者は、第6条の年間調整Aの調整終了後、使用月の3か月前の月末までに所定の申込書を施設管理事務所に提出するものとする。

2 年間調整Bについては、原則として先着順で受付を行うが、重複する場合は調整を行うこととする。